

「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」  
に対する意見書

2011年（平成23年）7月21日

日本弁護士連合会

当連合会は、2011年7月に金融庁「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた、「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」に対し、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 預保納付金の具体的使途として、次の事項を記載すべきである。
  - (1) 被害回復分配金支給手続の存在を知らなかったなどの理由により、同分配金の支給申請を行うことができなかった被害者に対し、当該被害者が振り込んだ預金口座からの預保納付金額を限度として、先着順に支給する特別分配金支給制度を設けた場合の原資とすること。
  - (2) 振り込め詐欺等の財産犯による被害者が、自らの被害回復のために民事上の法的権利を行使しようとする場合の訴訟費用等の経済的支援に対しても支出すべきであること。
- 2 犯罪被害者等支援団体に対する助成には賛成であるが、振り込め詐欺等被害者を支援する団体へ助成すべきである。

第2 意見の理由

- 1 「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」（以下「PT案」という。）は、預保納付金の具体的使途を、犯罪被害者等の子どもに対する奨学金と、犯罪被害者等支援団体に対する助成に限定している。
- 2 しかし、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出することにした根拠は、預金残高1000円未満のため振り込め詐欺等被害者に対し分配することが費用対効果の観点から適切ではない場合や、被害回復分配金支給手続を十分に周知し、振り込め詐欺等被害者が申請手続をなす機会を十分に与えられたのに、申請しなかった場合の預金残高であるから、これを国庫に入れるよりも犯罪被害者等の支援に用いた方が次善の策として妥当と考えられたことにある。そのため、振り込め詐欺救済法の立法当時において、預保納付金として納付しなければならないと見込まれるのは、ごく例外的な場合であるから、約45億円もの多額の預保納付金が発生するものとは想定されていなかった。  
ところが、被害回復分配金支給手続の周知が必ずしも十分ではなかったため

<sup>1</sup>、手続の存在に気が付いたときには申請期間が終了しており、わずかな遅れのために救済を受けることができなかつた気の毒な被害者も少なくない。

当連合会が既に意見を述べたとおり、そもそも凍結された犯罪利用預金口座残金は、全て振り込め詐欺等被害者に返還されるべきものであって、返還することができない犯罪利用預金口座残金から形成された預保納付金は、当該犯罪利用預金口座に振り込んだ被害者であつて、手続の存在を知らなかつた等の理由により分配金支給申請を行うことができなかつた被害者の救済に支出するのが最も理想的というべきである。

この点、P T案は、被害者の公平が損なわれるとか、返金手続を行っていない被害者を特定するための膨大な事務作業や、これらの被害者への支払事務などにより多大なコストが発生し、一人当たり支払額が極めて少額になり、費用対効果の点から適当ではないと取りまとめている。

しかし、預保納付金に組み入れられた金額の限度において、たまたま手続の存在を知らなかつたために救済を受けることができなかつた被害者が、一定期間内に手続の存在に気が付いて支給を求めた場合に、当該口座残金額を限度に先着順で特別に支給を受けることができるといった要件の下での特別分配金支給制度を設けた場合は、被害者の公平を損なう事情は見出せないとともに、当連合会においても懸念をしていた、返金手続未了の被害者を特定するというような事務作業などによって多大なコストが発生することも想定されないから、費用対効果の点からも不適當とはいえない。手続を知らないなどの理由によって被害回復分配金を未だ受領していない被害者に分配する手続を改めて行い、全額を返還してしまうことが理想的であり、振り込め詐欺救済法が立法された原点に沿うものである。

3 また、次善の策としては、当連合会が既に意見を述べていたとおり、振り込め詐欺等被害者等が、加害者等に対し法的権利を行使する費用等の経済的支援のために重点的に支出するのが相当である。

この点、P T案は、訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、被害者間の公平が損なわれること、どの程度の損害賠償金等が得られるかは加害者側が保有する財産次第の面があり、預保納付金の使途としては、費用対

---

<sup>1</sup> 平成 23 年 7 月 19 日に預金保険機構が公表した振り込め詐欺救済法に基づく第 8 回支払手続開始公告の概要によれば、消滅預金等債権の額 6037 万円余に対し預保納付金予定額が 1370 万円余と 2 割強に留まっており、最近の金融機関による返金率向上の取組みの効果がうかがわれるが、同年 5 月末日時点では消滅預金等債権の額約 89 億円に対する預保納付金額が約 45 億円と 5 割強にも上っており、それ以前の振り込め詐欺等被害者に対する手続の周知が不十分であったことが認められる。

効果の観点からも適当ではないと取りまとめている。

しかし、上記の点は、PT案の犯罪被害者等の子どもに対する奨学金についても、奨学金の申請を行わない被害者等の子どもには何らメリットがなく、被害者の公平が損なわれるということも可能であるし、等しく奨学金申請をする機会があったのに、申請した者とそれをしなかった者との公平を問題とすることに何ら意味がないのと同様に、振り込め詐欺等被害者も等しく加害者等に法的権利を行使する機会があったのに、訴訟提起を行った者と行わない者との公平を問題とすることは、理由として不適當である。

また、上記の点について、確かに、法的権利を行使するかどうかを検討する初期の段階では、加害者側が保有する財産を的確に把握することができないため、費用対効果の見通しが立たない。しかし、振り込め詐欺等被害者による権利行使は、私的な被害救済のみならず、犯人グループの「やり得」を阻止し、今後の犯罪防止につながるものであって、国民一般の利益に適うものであること、また、法的権利行使に着手した後、摘発を恐れた犯人グループにより被害弁償がなされることは多くの弁護士が経験しているところであるし、刑事捜査によって押収された犯人グループの資産が、必ずしも犯罪被害財産による被害回復給付金支給手続の原資となるとは限らないから、なお民事保全をして訴訟により被害回復を受ける必要がある一方で、担保等の訴訟費用の用意に困るケースも少なくないことを考えると、必ずしも費用対効果の観点から不適當ということとはできない。

また、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出する具体的用途を検討するにあたっては、振り込め詐欺等被害者など経済的犯罪被害者に対しては、犯罪被害給付制度の適用もなく、刑事裁判の損害賠償命令制度の対象外であるなどのため、他の犯罪被害者と比べて支援策が立ち後れていることも考えると、せめて自助努力にて被害救済に踏み出そうとする振り込め詐欺等被害者に対して温かな支援を行うべきである。

- 4 当連合会は、かねてより預保納付金を犯罪被害者等支援団体に対する助成には賛成である。もっとも、既に述べたとおり、預保納付金が振り込め詐欺等被害者の被害から形成されたものであり、また、経済的犯罪被害者に対する支援が立ち後れているという事情もあるから、当連合会の2010年12月17日付け「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の用途に関する意見書」でも述べたとおり、犯罪被害者等支援団体が振り込め詐欺等被害者等に対し、精神的支援を含む支援活動をするための費用に重点的に支出すべきである。

以上